名古屋経営短期大学における研究費の運営及び管理体制

1)最高管理責任者
・機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理についての最終責任を負う者
・不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施すために必要な措置を講ずる。

2)統括管理責任者
・最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者
・不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括
・基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施
・実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告

3)防止計画推進：不正行為防止委員会
・委員長：統括管理責任者
・研究経験を含む者（教員）を含む
・関係部署の協力を得て、業務を遂行する。
相談窓口としての機能
・研究活動上の不正行為、研究費に関する機関内外からの相談窓口

4)ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進責任者
・各部局等における競争的資金等の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者
・自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告
・不正使用防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ教育を実施し、受講状況を管理監督
・部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

利害関係者

5)内部監査部門：不正監査委員会
・体制不備の検証
通報窓口としての機能（メンバー員：総務課）
・研究活動上の不正行為、研究費
内外からの通報窓口
・統括管理責任者へ報告
↓
・最高管理責任者は，直ちに統括管理責任者，コンプライアンス推進責任者，その他必要な者を指名し，本調査実施の要否等を協議

7)調査委員会
・調査の実施　・不正等の認定

6)検収担当者（事務局に設置）
・各部局会計担当者及び調達管理グループ職員を検収職員として位置付け第三者のチェックによる検収業務を実施